

自分のお店持てたい



商店街の空き店舗等にお店を開くと

最大50万円の 支援が出ます!



藤枝市では商店街等の空き店舗などに新規出店し、魅力ある店舗とまちの賑わいづくりに貢献する開業者等に改装費を補助する制度(開業チャンス!応援事業)があります。詳しくは、下記をご覧ください。

対象	<p>【対象者】 ・商店街区域又はその他の指定区域で新規出店する者又は未活用空き店舗等の所有者</p> <p>【対象物件】 ・空き店舗 ・商業施設の空きスペース ・現に営業している店舗の空きスペース ・空き家</p> <p>【対象経費】 ・開業に係る改装費(※壁面、可動できない設備等空き店舗などの内装の設備に係る工事費及び玄関、ショーウィンドウ、可動できない店舗看板等空き店舗などの外観の整備に係る工事費)</p>
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間の時間帯(午前10時～午後5時)に営業すること ・2年以上事業を継続すること ・藤枝市商業立地ガイドラインに基づく地域貢献に取組み、商業地の賑わいに寄与すると認められる事業であること ・商店街区域は当該商店街組織に加入すること ・年度末(3月31日)までに事業が完了すること
補助上限	対象改装費の1/2 最大50万円又は市内事業者に発注した改装費のいずれか少ない額

活用者の声



開業準備金には限りがあります。そのような中で、最大50万円の支援は本当にありがたかったです。この補助金制度を活用できたことで、改装費に使わずに済んだ資金を別の経費に充てることができました。

ジャムと焼菓子のお店 toridori
海野様



移転リニューアルに活用しました。スポーツ合宿を受け入れるホテルの1階に店を構えられたことで、アスリートの食事面を支えたいという長年の想いを叶えられました。また、移転をきっかけにやりたいことが次々できるようになっています。

くるみキッチンプラス+ 中野様

申請から交付までの流れ

申請者 市役所	事前相談	手続の流れや必要書類の確認、書類の提出時期の打合せ
概ね2週間位	申請者	補助金の申請
	申請者	出店する空き店舗等がある商店街の意見書(商店街区域の場合)、藤枝商工会議所又は岡部町商工会の意見書ほか必要書類を添付のうえ、補助金交付申請書を市に提出。
	市役所	内容の審査 交付決定
		市で申請内容を審査し、補助金の交付を行うかを決定。
概ね1ヶ月間位	申請者	事業の開始 事業完了 実績報告提出
		交付決定後に事業(改装工事)を実施。 完了後は速やかに必要書類を添付のうえ、実績報告書を市に提出。
	市役所	現地確認 交付決定
		提出された実績報告書をもとに、現地確認を行う。 工事が適正に行われていることを確認した後に、補助金の交付を確定。
	申請者	補助金の請求
		補助金の交付確定通知書を受け取ったら、受領の日から14日以内に、市に対して請求書を提出。
	市役所	補助金の支払
		請求書を受領した後に補助金が支払われる。

対象エリア



- ① 中心市街地活性化エリア
- ② 藤枝地区商業集積エリア
- ③ 岡部地区商業集積エリア

対象エリア
詳細地図

空き店舗
情報



更に詳しく確認したい場合はHPをご覧ください。

その他の支援

FEG EG支援センターエフドア

エフドアでは新しく事業を始めたい人や、現状を改善したい事業者の課題解決をお手伝いしています。ビジネスにおける様々な相談に「産業コーディネーター」が丁寧にお応えする相談窓口です。

相談無料 伴走型支援 豊富な情報

月	火	水	木	金	土	日
定休日	相談日	定休日	相談日	相談日	相談日	定休日



藤枝市産業コーディネーター
村松晴義(中小企業診断士)

お問い合わせ・ご予約

営業時間 10:00~18:00 (相談日は祝日でも営業)

✉ egfujieda@yahoo.co.jp

☎ 054-637-9008 HP <http://fujieda-eg.jp/>

藤枝市前島1-7-10 BiVi藤枝1階 藤枝市産学官連携推進センター内



空き店舗活用チャレンジ

一時的に市内の空き店舗等を活用する個人及び団体に対し、使用料の一部を補助します。

例えばこんな時に

- 開業を見据えたテストマーケティング
- コミュニティの場づくりに寄与する企画
- 屋間の賑わいや街のイメージアップにつながる企画



▲活用事例

対象	市内の空き店舗(空き家含む)又は商業施設の空き区画、現に営業している店舗の空きスペースを一時的又は定期的に活用する個人及び団体
補助率	2/3以内(※最大8万円/年間)

この補助制度に関するお問い合わせは

藤枝市産業振興部 商業振興課

〒426-0026 藤枝市岡出山二丁目15番25号 藤枝市役所南館2階

☎ 054-643-5250 HP <http://www.city.fujieda.shizuoka.jp>

FAX 054-631-9082 ✉ sho-kan@city.fujieda.shizuoka.jp



様式等申請書のダウンロードや詳細は

藤枝市 開業チャンス

検索